

北海道告示第 10594 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和4年8月26日までに北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和4年4月26日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳥取複合商業施設

釧路市鳥取大通2丁目2-10の内 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 福原 代表取締役 福原 郁治

帯広市西22条北1丁目13番地

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井6丁目22番7号

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入り口の数

（変更前） 出入口3箇所、入口4箇所、出口4箇所

（変更後） 出入口3箇所、入口4箇所、出口3箇所

(4) 変更する年月日

令和4年4月11日

(5) 変更する理由

店舗計画の変更により出口を1箇所閉鎖するため。

2 届出年月日

令和4年4月8日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和4年4月26日(火)から令和4年8月26日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、釧路市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は釧路市へ問い合わせること。